

資料

## 総務部の取組について

### 1. 庁舎の感染防止対策への協力依頼(総務課)

本庁舎等の入居団体や業者、所管道立施設の指定管理者に対して、従業員の咳エチケットや手洗いの徹底など、感染拡大防止への取組を依頼。

### 2. 庁舎の感染防御対策の実施(総務課)

各部(局)や振興局に対し、本庁舎等における新たな取組(下記)を通知するとともに、同様の対応をとるよう依頼。

- ・関係業者に感染防止に係る道の取組への協力を要請
- ・咳エチケットや手洗い、うがいを励行する庁内放送の実施
- ・赤れんが庁舎前庭や庁舎会議室を使用する主催者に対して、「イベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージ(令和2年2月20日厚生労働省)」の周知

### 3. 職員が感染した場合等の対応について(人事課・職員厚生課)

職員が感染した場合等の所属における対応及び服務上の取扱いについて、各部等に通知。

### 4. 私立学校等において感染者が発生した場合の対応等(学事課)

感染した場合の連絡体制などの適切な対応、「イベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージ」を踏まえた行事等の取扱いについて私立学校等に改めて通知。